

「いちゃりば食育ネット」規約

平成 17 年 7 月 27 日

改正 平成 28 年 5 月 20 日

1 目的

沖縄県内において各関係機関、各団体等で行われている食育活動を情報発信の側面から支援し、もって沖縄県民の食育活動の推進を図り、健康で豊かな生活を送ることができる環境づくりに資することを目的とする。

本ネットワークでいう食育とは

子どもから大人まで県民一人一人が自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができ、また、自然や食に関する感謝の念や理解が深まるよう、食の安全性、食事と疾病との関係、食品の栄養特性やその組み合わせ方、食文化、地産地消等を適切に理解し実践するために必要な情報提供活動や地域における実践活動等を行うものをいう。

2 名称

本ネットワークの名称は、「いちゃりば食育ネット」とする。

3 参加者

その活動対象の範囲が沖縄県内であり、また、「いちゃりば食育ネット」の目的に賛同する次の機関、組織、及び個人とする。

現在食育を実践している者、又はこれから実践しようとする者
食育に関心のある者

4 活動内容

沖縄県内で実施される食育に関することについて、参加者の情報発信の支援、参加者相互間の情報交換、参加者への情報提供を主な活動とする。

また、食育推進に必要な活動を行う。

5 参加及び脱退

参加及び脱退は、原則参加者の自由意志によるものとする。

ただし、公序良俗に反するなど「いちゃりば食育ネット」の適切な運営に支障が生じるおそれがあると事務局が判断した場合には、事務局において参加の拒否又は登録の削除、及び情報内容の削除ができるものとする。

6 経費

「いちゃりば食育ネット」への参加に係る入会費や会費は徴収しない。

ただし、いちゃりば食育ネットの活動の経費（交通費等）については、各参加者の負担とする。

7 事務局

「いちゃりば食育ネット」の事務局を沖縄総合事務局農林水産部食料産業課におく。